

東大阪市 議会だより

No. 157

議会だより編集委員会 東大阪市荒本北1丁目1番1号

平成21年1月1日発行 電話06(4309)3294 FAX06(4309)3868 http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/gikai/

臨時号

第3回臨時会

— 11月28日～12月2日 —

第三回臨時会を開催 喫緊の課題について意見書等を可決

九月定例会が招集されず十二月が目前に迫る状況のもと、なお市長との議案調整が整わず議会が招集される見通しが立たないため、議長から臨時会の招集請求を行いました。臨時会では、本市に関わる喫緊の課題である緊急経済対策等の実効ある対応、後期高齢者医療制度の抜本的改革、耐震化促進のための施策の拡充(内容は裏面に掲載)について、本市議会から国に要望する意見書が提案され、採決の結果、可決しました。さらに現在の深刻な経済状況のもと、本市の中小零細企業や市民にむきあわせが及ばないよう万全な対策を速やかに講じることを市長に求める決議(内容は裏面に掲載)を可決して閉会しました。

また臨時会の開催に当たり、市長から急を要する議案四件が提出されたことから会期を五日間とし、議案の審査を行いました。議会では六月定例会以降定例会が市長から招集されていないので、第三回臨時会の開催までの間に各常任委員会を開催し、喫緊の課題等について閉会中の審査を行いました。

臨時会では本市を取り巻く喫緊の課題について国に要望するための意見書が審議されました。提出された意見書決議案は、緊急経済対策等の実効ある対応を求める意見書決議案、後期高齢者医療制度の抜本的改革を求める意見書決議案及び耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書決議案の三件です。

採決の結果、耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書決議案は全会一致で、他の二つの意見書決議案は起立採決の結果、賛成多数で可決しました。なお共産党議員から三件の意見書決議案に対し賛成の討論がありました。

また世界的な金融危機の影響から景気後退による本市の中小零細企業や市民への影響を懸念して、市長に対して早期に万全な対策を求めるための決議案二件が提出されました。真正議員団、共産党、リベラル東大阪、さわやかな風の四会派から「中小零細企業と市民生活を守る対策を求める決議」案が提出され、また公明党、自由民主党、さきがけの三会派から「生活者の安心を確保し、中小・小規模企業に対する支援についての対策を求める決議」案が提出されました。採決の結果、四会派から提出された決議案が可決されました。なお共産党議員から提出議案に賛成し、他の決議案に反対する討論が、三会派を代表し公明党議員から提出議案に賛成する討論がありました。

このほか常任委員会等の傍聴制度を許可制から原則公開にする内容の条例議案等が提出され全会一致で可決しました。今回の臨時会の招集請求に際し、議長から急を要する案件について市長に対し提出を促したことにより、急きよ市長から議案四件の提出がありました。提出された議案の中には十二月一日より施行が必要な条例議案

議案の会派態度表

議案名	会派名					
	公明党	真正議員団	共産党	リベラル東大阪	自由民主党	さわやかな風
耐震化促進のための施策の拡充を求める意見書決議	○	○	○	○	○	○
緊急経済対策等の実効ある対応を求める意見書決議	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療制度の抜本的改革を求める意見書決議	×	○	○	×	○	×
中小零細企業と市民生活を守る対策を求める決議	○	○	○	○	○	○
生活者の安心を確保し、中小・小規模企業に対する支援についての対策を求める決議	○	×	×	×	×	○
東大阪市議会委員会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○
東大阪市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○
東大阪市議会会議規則の一部を改正する規則	○	○	○	○	○	○
東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例及び東大阪市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○
平成20年度東大阪市一般会計補正予算(第4回)	○	○	○	○	○	○
平成20年度東大阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)	○	○	○	○	○	○
平成20年度東大阪市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)	○	○	○	○	○	○

があったことから、臨時会の初日に審議し議決を行いました。さらに一般会計補正予算(第四回)の議案には市内の消費拡大などに関連する消費喚起緊急総合対策支援事業などの予算も含まれており、議会では常任委員会の審査も必要なことから臨時会の会期を五日間とし、所管の環境経済委員会を開催し審査を行いました。なお、市長は六月定例会以降定例会を招集していません。

いことから、本来議会の議決を必要とする数案件を市長の権限で専決処分をされました。法制度からすれば今回の臨時会で議会にその承認を求める報告議案の提出をすべきではありませんが、市長からその報告はありませんでした。

会派の結成

平成二十年十一月十九日付で新会派「東大阪市議会議員団さきがけ」の結成届が提出されました。